## 京都市「非居住住宅利活用促進税」の概要

税目	非居住住宅利活用促進税(法定外	普通税) 徴 収	方 法	普通徴収						
課税客体	市街化区域内に所在する非居住住宅(住宅のうち、その所在地に住所を有する者がないもの)									
課 税 標 準	<ul><li>・家屋価値割 : 非居住住宅に係る固定資産評価額(家屋)</li><li>・立地床面積割 : 非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る1㎡当たり固定資産評価額</li><li>×当該非居住住宅の延べ床面積</li></ul>									
納 税 義 務 者	非居住住宅の所有者									
税率	(家屋価値割) 0.7% (立地床面積割)家屋価値割の課税標準 700万円未満 : 0.15% 700万円以上900万円未満 : 0.3% 900万円以上 : 0.6%									
収入見込額	(平年度)約 9.5億円	徴 税 費 用 見 込 額	(導入前)約4	4億円 (年間)約2億円						
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規	記定あり								
(免税点) 家屋価値割の課税標準が、条例施行後5年間は100万円未満のもの(本則上は20万円未満) (課税免除) ・事業の用に供しているもの又は1年以内に事業の用に供することを予定しているもの・賃借人の募集又は販売を開始した日から起算して1年を経過していないもの(事業用を除く)・景観重要建造物その他歴史的な価値を有する建築物 等 (減免) ・転勤中、海外赴任中のため、居住していないもの(ただし、5年間のみ)・入院、施設入居中のため、居住していないもの等 (徴収猶予) ・非居住住宅の所有者が死亡した場合等は、当該事実が発生した日から3年間										

## 京都市によるアンケート調査分析

- 〇「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関するアンケート調査(令和2年10月実施)分析
- 1 家屋評価額×当該住宅に居住していない理由

家屋評価	西額 (万	別荘	セカンドハ	投資用	将来居住用	事業用	借り手・買	相続後使用 活用未定	施設入所等	その他	総計	
円) /	円)/理由		ウス	仅貝用	付木店住用	尹禾用	い手なし	泊用不足	予定なし			で長期不在
-700	件数	19	25	7	88	7	84	35	29	16	104	414
-700	割合	4.6%	6.0%	1.7%	21.3%	1.7%	20.3%	8.5%	7.0%	3.9%	25.1%	100.0%
700-	件数	6	4		5	1		3			4	23
900	割合	26.1%	17.4%	0.0%	21.7%	4.3%	0.0%	13.0%	0.0%	0.0%	17.4%	100.0%
900-	件数	8	6		5		3	1		1	5	29
	割合	27.6%	20.7%	0.0%	17.2%	0.0%	10.3%	3.4%	0.0%	3.4%	17.2%	100.0%
総	計	33	35	7	98	8	87	39	29	17	113	466



「別荘」、「セカンドハウス」、「投資用」及び「将来居住用」の割合は、 家屋評価額700万円未満の区分では約3分の1であるのに対し、 700万円以上900万円未満及び900万円以上の区分ではそれぞれ約3分の2を占めている。 また、家屋評価額700万円以上では「別荘」の回答が最も多くなっている。

2 家屋評価額×物件の種類(戸建て/分譲マンション)及び家屋評価額が700万円以上の物件(52件)の詳細

家屋評価額(万 円)/種類		戸建て	マンション	<del>=</del> +	
-700	件数	332	82	414	
	割合	80.2%	19.8%	100.0%	
700-	件数	7	45	52	
	割合	13.5%	86.5%	100.0%	
総計		339	127	466	

種類/詳細データ		家屋評価額	家屋床面積	築年数	1㎡当たり	推定物件価	管理費・修	税額	税額	新税/固定
			(m²)		土地評価額	格	繕積立金	(固定)	(新税)	
マンション	中京区(27件)	9,198,996	94.67	8	595,856	約11,465万円	約35.2万円	約20.1万円	約31.7万円	1.6倍
	山科区(14件)	8,830,793	98.22	17	169,572	約4,251万円	約34.0万円	約16.6万円	約14.4万円	0.9倍
	右京区(4件)	11,159,425	103.57	4	148,519	約7,519万円	約43.0万円	約22.0万円	約17.1万円	0.8倍
戸建て(7件)		9,759,200	211.78	25	216,918			約30.0万円	約29.3万円	1.0倍



家屋評価額700万円以上の物件の8割以上はマンションであり、 都心部である中京区では1㎡当たり土地評価額が高く、それに伴い新税の負担額が高額となる。 しかし、推定物件価格が1億円を超え、多額の管理費等も負担するなど担税力も高い。